



山形県公報

令和5年3月31日(金)

号 外 (7)

目 次

条 例

○山形県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 政 課) …… 3

この号で公布された条例のあらまし

◇ 山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第16号) (税政課)

1 県民税

土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止措置を令和8年3月31日まで延長することとした。(附則第9条第4項関係)

2 不動産取得税

(1) 次に掲げる特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の9第2項並びに改正後の附則第14条の3第1項、第2項及び第4項関係)

イ サービス付き高齢者向け住宅である新築貸家住宅の取得に係る課税標準及び当該住宅の用に供する土地の取得に係る税額の特例措置

ロ 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における当該宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置

ハ 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該住宅とともに取得したものに限り)の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置

(2) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する事業の用に供する施設に係る税額の減額措置を廃止することとした。(改正前の附則第14条の3第1項及び第2項関係)

3 自動車税

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定した路線の運行の用に供する一定の一般乗合用のバスを取得した場合における当該自動車に係る環境性能割の非課税措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした。(附則第15条の2の5の2関係)

(2) 路線バス等のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした。(附則第15条の2の7第1項関係)

(3) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした。(附則第15

条の2の7第2項関係)

- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした。（附則第15条の2の7第3項関係）
 - (5) 一定のトラックのうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、通常の取得価額から350万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第15条の2の7第4項関係）
 - (6) 一定のトラックのうち、側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置を令和6年4月30日まで延長することとした。（改正後の附則第15条の2の7第5項関係）
 - (7) 一定の乗用車、バス又はトラックのうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から175万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。（改正後の附則第15条の2の7第6項関係）
- 4 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第16号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第64条第1項中「よつて」を「より」に、「おいては」を「は」に改め、同条第2項中「第10項」を「第14項」に改め、同条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

附則第9条第4項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第13条の8第1項中「附則第6条の17第1項」を「附則第6条の18第1項」に改め、同条第2項中「附則第6条の17第2項」を「附則第6条の18第2項」に改める。

附則第13条の9第2項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第14条第2項中「附則第14条の3第1項、第4項若しくは第6項」を「附則第14条の3第2項若しくは第4項」に改める。

附則第14条の3第1項及び第2項を削り、同条第3項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第1項とし、同条第4項中「附則第11条の4第4項」を「附則第11条の4第2項」に、「附則第9条の3第1項」を「附則第9条第1項」に、「第6項」を「第4項」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「附則第14条の3第4項」を「附則第14条の3第2項」に、「附則第9条の3第1項」を「附則第9条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項中「附則第9条の4」を「附則第9条の2」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「附則第14条の3第4項」を「附則第14条の3第2項」に、「附則第14条の3第6項」を「附則第14条の3第4項」に、「附則第9条の3第1項」を「附則第9条第1項」に、「附則第11条の4第4項」を「附則第11条の4第2項」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第14条の4第2項中「前条第6項」を「前条第4項」に改める。

附則第15条の2の5の2中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第15条の2の7第1項から第3項までの規定中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。）が8トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の11第11項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第6項において同じ。）であつて、同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第9項に規定するもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの（第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（同条第8項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規

定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「（という。））」とあるのは、「（という。）から350万円を控除して得た額」とする。

附則第15条の2の7第5項を削り、同条第6項中「（施行規則附則第4条の11第18項に規定する被けん引自動車を除く。））」を削り、「附則第4条の11第17項」を「附則第4条の11第12項」に、「令和5年3月31日」を「令和6年4月30日」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 乗用車（施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。）、バス（同条第15項に規定するものに限る。）又は車両総重量が3.5トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第13項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。））」とあるのは、「（という。）から175万円を控除して得た額」とする。

附則第15条の2の7第7項中「附則第4条の11第19項」を「附則第4条の11第16項」に改める。

附則第15条の3第5項第2号中「附則第5条の2第7項」を「附則第5条の2第2項」に改め、同項第4号中「附則第5条の2第8項」を「附則第5条の2第3項」に改め、同項第5号中「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第4項」に改め、同項第6号中「附則第5条の2第10項」を「附則第5条の2第5項」に改め、同条第6項第1号中「附則第5条の2第11項」を「附則第5条の2第6項」に改め、同項第2号中「附則第5条の2第12項」を「附則第5条の2第7項」に改め、同項第3号中「附則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第8項」に改める。

附則第23条第2項中「又は第10項」を「又は第14項」に、「第72条の49の12第10項」を「第72条の49の12第14項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 2 改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（自動車税に関する経過措置）
- 3 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。